

Title	支那に於ける占城稻栽培の發達に就いて
Sub Title	
Author	加藤, 繁(Kato, Shigeshi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1939
Jtitle	史学 Vol.18, No.2/3 (1939. 11) ,p.277(463)- 293(481)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	占部博士古稀記念號
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19391100-0277

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

支那に於ける占城稻栽培の發達に就いて

加藤 繁

宋の眞宗の時、占城稻の種子を江南淮南兩浙の三路(1)に分給して栽培せしめたのは、著名な事柄であるが、それを宋會要食貨農田の部には次のやうに述べて居る。

五年○大中符符 五月。遣使福建州。取占成○城稻三萬斛。分給江淮兩浙三路轉運使。并出種法。今○令擇○誤民田之高仰者。分給種之。其法曰。南方地暖。二月中旬至三月上旬。用好竹籠。周以稻稈。置此稻于中外。及五斗以上。又以稻稈覆之。入池浸三日。出置宇下。伺其微熟如甲析狀。則布于淨地。俟其萌與穀等。即用寬竹器貯之。于耕了平細田。停水深二寸許。布之。經三日。決其水。至五日。視苗長二寸許。即復引水浸之一日。乃可種蒔。如淮南地稍寒。則酌其節候下種。至八月熟。是稻即早稻也。眞宗以三路微旱則稻悉不登。故以爲賜。仍揭榜示民。

この事は、會要の外、宋史食貨志上一農田の部、續資治通鑑長編卷七七、並に南宋の文獻數種に見えて居るが、會要の紀事が最も詳である。會要には右に掲げた如く、福建に使を遣はして占城稻を取らしめ

たのを大中祥符五年五月のこととし、長編も同様である。宋史食貨志には、先づ大中祥符四年の火田禁止の詔を載せ、次にこの事件を掲げて居るので、この事件も大中祥符四年のこのやうに見えるが、これは恐らく五年といふ年號を書き漏らした爲めで、眞宗が使を福建に遣はしたのは、會要や長編に見えらうに、五年五月であつたらう。占城稻はいふまでもなく占城 *Champa* の稻の種子であるが、眞宗は使を占城に遣したのではなく、福建に就いて買ひ取らしめたことは、右會要の文の外、宋史食貨志農田の部、並に續資治通鑑長編^{卷七} 大中祥符五年五月戊辰の條に、

遣使就福建取占城稻三萬斛。云云。

とあるに依つて知られる。明代あたりでは番米の名の下に南方の米が支那に輸入されたが、宋代にも類似の事實が存したのであらう。されば眞宗は使を福建に遣はしてそこに輸入されて居るところのいはゆる占城稻をすぐに買ひ上げしめたのかも知れず、又三萬斛といふかなり多量の米のことであるから特に商人に命じて占城に赴いて買ひ來らしめたのかも知れないが、ともかくも官吏を福建に派遣して買上の手續を基らしめたのである。占城稻は水田に播種すべき稻即ち水稻であつたことは、會要に見える種法に依つても明である。此の稻は早に耐えるのが特色で、水分の乏しい處でも能く發育したやうである。

これは前に掲げた會要の文に「眞宗以三路微旱則稻悉不登。故以爲賜」とあり、續資治通鑑長編^{卷七}にも、
上以江淮兩浙路稍旱。水田不登。仍遣使云云。

とあり、又羅願の淳熙新安志^{二卷}穀粟の部に、

占禾^{○禾城稻}_{をいふ}本出於占城國。其種宜早。大中祥符五年。云云。亦曰旱稻。

とあるなどに依つて窺はれる。尙ほ會要の文には眞宗云云の前に「是稻卽旱稻也」の一句があり、新安志にも「亦曰旱稻」とあり、長編^{七卷七}にも、

令擇民田之高仰者蒔之。蓋旱稻也。

とあつて、占城稻を旱稻⁽³⁾と呼んで居る。旱稻は齊民要術などにも見え、陸稻卽ちおかぼを意味する言葉である。しかし占城稻は上に述べた如く、水稻であつて陸稻ではない。さればこそ、これに依つて水稻を主として栽培する東南諸路の旱害を防止せんと企てたのである。會要其他に占城稻を旱稻としたのは、それが早に耐えるところから、誤つてかく呼んだので、決して正しい意味に於いて用ひられたものではない。次に占城稻は、會要の文に見える如く、二月中旬乃至三月上旬に於いて池水に浸し、其の萌芽を俟つて種蒔するものであるから、旱稻の種願に屬するものと謂はなければならぬ。羅願の爾雅翼^{一卷}一稻の條にも、

又今江浙間有稻。粒稍細。耐水旱⁽⁴⁾而成實早。作飯差硬。土人謂之占城稻云。始自占城國有此種。云云。

とあつて、占城稻が早期に結實することを述べて居る。蓋し早く種蒔され、さうして早く實を結んだの

支那に於ける占城稻栽培の發達に就いて(加藤)

であらう。尙ほ此の文に、粒の稍細く、飯と爲せば稍硬いことを述べて居るが、これは、宋史食貨志占城稻の條に、

粒差小。云云。

とあると共に、注意すべきことである。要するに、早く蒔かれ早く實ること、水旱特に早に耐えること、粒稍細く、飯として稍硬いことなどが、占城稻の主なる屬性であつたやうである。

會要には、上に引用したやうに、占城稻が八月に至つて熟したことを述べて居る。しかし占城稻には、下文に述べるやうに六十日にして熟するもの、八十日にして熟するものなど色々種類があり、八月以前に熟するものが少くなかつたやうである。會要到八月云云とあるのは、或る一つの場合で、一般のことでないとしてよからう。又本文に掲げたやうに、爾雅翼には「粒稍細」とあり、宋史食貨志には「粒差小」とあるが、明の黃省曾の理生玉鏡には「其粒小而色白」とあり(下文参照)、他の明清の農書及び地志にも同様の記述を載せたものが少くない。然るに元の王楙の農書卷七には「其米粒大而且甘」とある。顧ふに占城稻は、米粒が晩稻に比して小さいけれども、他の早稻に比すれば大きい方であつたのであらう。それゆへ、小とも稍細とも云はれ、又大とも云はれたのであらう。果して左様であり、且つ色も白く、⁽⁵⁾味も甘い方であつたとすれば、占城稻は早稻としては最も優秀なものであつたことになるのである。

⁽⁶⁾淳熙三山志卷四一には下文に引用するやうに、早稻にも晩稻にも、占城種のおつたことを述べて居る。顧ふに占城國の稻にも勿論早きもの晩きもの種々あつたであらう。さうして福建は氣候などの關係から、晩種をも移植栽培し

たのであらう。しかし江淮兩浙に分給せられたのは、本文に述べたやうに、早種であつたとして誤りあるまい。又元の王楨の農書卷七早稻の部に「今閩中有得占城稻種。高仰處。皆宜種之。謂之早占。」と云ひ、占城稻を早稻即ち陸稻として扱つて居るが、これは宋會要其他の文献と同じ誤謬を犯したものである。淳熙三山志の如きも占城稻を水稻として扱ひ、陸稻としては居らぬ。

さて占城稻の種子が江淮兩浙に分給され、栽培せしめられたことは、上文に見える如くであるが、その成績は如何であつたらうか。李綱の梁溪全集卷一申省乞施行糴納晚米狀には、

據洪州申。○中緣本州管下諸縣。民田多種早占。少種大禾。云云。

本司契勘。本司管下鄉民所種稻田。十分内七分。並是早占米。只有三二分分布種大禾。云云。

とある。早占は占城稻で、それが早稻の種願に屬するところから早占と云つたのであらう。大禾は晚稻で、その粒が早稻に比して大きいので大と稱へたのであらう。李綱は、紹興五年より九年まで、江南西路安撫制置大使の任に在つたので、右の奏狀は此の時に上つたもの、従つて本司管下とあるのは江南西路を指すものと見るべきである。此の奏狀に依れば、當時、洪州のみならず、江西一帶に亙つて占米の栽培が盛であつて、稻田全面積の十分の七に及んだのである。又陸九淵の象山文集卷一與章德茂書には

上江東西田分早晚。早田者種占早米。晚田種晚大禾。此間田不分早晚。但分水陸。○中此間陸田。

若江東西十八九爲早田矣。云云。

支那に於ける占城稻栽培の發達に就いて(加藤)

とある。此の書は光宗の紹熙三年、九淵が知荆門軍であつた時、荆南府制置使章森字は德茂に與へたもので、文中此間とあるのは、荆門軍地方を指すのである。これに依れば江南東西兩路の水田中、十分の八九には占城稻が栽種されたので、李綱の状に見える江南西路の場合よりも一層盛に爲つたことになるのである。尙ほ咸淳臨安志卷八物産、秔の部には

早占城早稻

の名が見えて居る。寶慶四明志卷四敘産の部に稻の種願を列舉した中にも、占城の名が見えて居る。淳熙卷二新安志卷二穀粟の部に占禾のことが見えるのは前に述べた如くである。嘉定赤城志卷三土産、稻の條には、其最早者。曰六〇日。曰隨犁歸。曰梅裏白。曰便糧。云云。占城 自占城國至。剡秔自剡至。云云。とあつて、占城の外、別に六十日・隨犁歸などいふ早稻を擧げて居るが、これ等と占城稻との關係は述べて居らぬ。淳祐玉峰志卷下土産、稻の條にも、

上略 六十日稻百日稻半夏稻全城稻。皆稻禾之早者。

とあつて、單に早稻の一種として六十日稻・百日稻などを擧げて居る。紹定澈水志卷六物産、早稻の條にも、百日子・六十日子の名が見え、寶祐琴川志卷九敘産、先稻の條にも、六十日・八十日の名が見える。然るに、元の至順鎮江志卷四土産、稻の條には、

小稻之種有六。曰白日紅尖。曰晚秔。曰六十日八十日百日子。又以熟之先後爲名。百日本自占城來。

云云。

と云ひ、百日稻を占城より來つたものとして居り、しかして明の黃省曾の理生玉鏡には、

其粒小而色白。四月而種。六月而熟。謂之六十日稻。又遲者謂之八十日稻。又遲者謂之百日赤。而

毘陵小稻之種。亦有六十日秈八十日秈百日秈之品。皆自占城來。寔耐水旱而成實。作飯則差硬

○中略

在太平。六十日秈謂拖犁歸。云云。

と云ひ、一般に六十日・稻八十日稻・百日赤と云ひ、毘陵即ち常州で、六十日秈・八十日秈・百日秈といふものを總べて占城から來つたものとし、それが水旱に耐へること、粒小にして色白く、飯と作せば稍硬いことなどを述べて居る。顧ふに、早く種蒔され、水旱に耐へ、粒が稍細く、飯として稍硬いことは、宋代の文獻にも見えた占城稻の特性である。六十日稻・八十日稻・百日秈・六十日秈・八十日秈・百日秈・拖犁歸等の性質が大體左様であるとすれば、百日稻のみならず、いづれも皆占城稻に屬するものとして妨げないではあるまいか。即ち此の點に於いては、後の書ではあるが理生玉鏡にいふところが詳細確實であり、赤城志や鎮江志などの記事は不完全であるとしてよいのではあるまいか。

右に述べたところに依つて、南宋の時、江南東路西路に占城稻が盛に栽培されたことが知られ、しかして兩浙路及び淮南路の一般の有様は詳でないけれども、兩浙所屬の臨安府・明州・台州・崑山縣・常熟縣・澉浦鎮等に於いてそれが栽種されたことが窺はれ、従つて淮南は姑く措き、兩浙一般には相當に

行はれたことが察せられる。されば占城稻移植の計畫は、眞宗皇帝の時、一時試験的に行はれただけでなく、その後二三百年に亙つて繼續して行はれ、占城稻は立派な支那の農産物と爲つたのであつて、早害防止の目的も或る程度達成せられたと見て妨げなからう。

清代の地志にも占城稻の分布を窺ふべき記述が少くない。道光中に出來た李彥章の江南催耕課稻篇⁽¹⁷⁾には、それがかなり善く網羅されて居るから、次に此の書に依つて、閩粵以外の諸省に於ける占城稻の産地を、あらまし列舉して見よう。

省	蘇	江			府	縣	品	種
通揚州	六合縣	鎮江府	靖江縣	江陰縣	青浦縣	上海縣	六十日稻。遲者八十日熟。又名早紅蓮。又名救工飢。	
							六十日稻。一名帶犁回。百色赤。	
							六十日稻。百日赤。	
							瓜熟稻。又曰六十日。救公饑。	
							救公饑。亦曰金升稻。曰拖犁歸。	
							六十日。八十日。一百日。	
							六十日稻。下馬看。救公饑。	
							救公饑。五十日。六十日。	
							救公饑。拖犁歸。	

西 江								省 江 浙					省 徽 安			
廣	南	高	武	奉	新	德	廣	撫	宣	西	龍	臨	秀	巢	太	貴
昌	豐	安	寧	新	建	化	信	州	平	安	游	海	水		平	池
縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	府	府	縣	縣	縣	縣	縣	縣	府	縣
五十日占。 六十日占、九十日占。 駝犁白、六十日、九十日。 七十日早、百日早。 隨犁歸、七十日早、百日早。 百日占。 七十日早、百日早。 五十日秬、六十日秬、百日秬。 六十日秬。								六十日稻。 六十日稻、一名隨犁歸、一名梅裏白。 六十日禾。 江西早、六十日禾。 六十日黃。					六十日白。八日白。 六十日稻。俗稱拖犁歸。 百日秬。六十日秬。			

支那に於ける占城稻栽培の發達に就いて(加藤)

省南湖	省北湖	省
永邵寧衡新湘	蘄漢咸羅枝德	瀘興萍宜
明陽鄉陽寧鄉	水陽寧田江安	溪安鄉春
縣縣縣縣縣縣	縣府縣縣縣府	縣縣縣縣
江西早。 六十日黏、江西早。 百日黏。 竹枝黏、六十日黏、百日黏。 五十日黏、六十日黏、沙黏。 百日黏。	江西早。 五十黏。 七十日秬。 六十日早。 拖犁回、七十日黏、江西早。 五十黏、六十黏、七十黏。	五十日秬、六十日秬、六十日秬、八十日秬、百日秬。 百日秬。 六十日早。 五十日黏、六十日黏。

右表の中、六十日占・九十日占などとあるのは占城稻であらう。占と云はず、六十日稻・六十日白・六十日秬・六

十日禾・六十日黃などあるのも同様に解して妨げあるまい。幾日黏とあるの黏は占字の別體で、これについては、
湖南通志^{卷六}○物産一に「粳種來自占城。故俗謂粳爲黏。黏者占字之誤也。」と云つて居る。江西早の名は、宋代江西
に占城稻が廣く栽種され、それがやがて湖北湖南等に傳播したところから起つたので、主として此の二省に行はれ
た言葉であらう。

以上は、催耕課稻篇に見える早稻産地の中、占城稻とおぼしきものの産地をあらまし摘出したのであつて、清代中部支那に於ける占城稻の産地がこゝに止まつたのではない。しかしこれに依つてその分布の大體を窺ふことは出来るであらう。要するに占城稻の産地は江蘇・安徽・浙江・江西・湖南・湖北の六省に互つて居るが、その中江蘇の産地は主として大江以南⁽¹⁸⁾に存し、以北では江に接した一二府州を算へるに過ぎない。又安徽省の産地も悉く大江以南に位して居る。されば宋代の路分に照らして云へば、清代、占城稻は、宋の兩浙路・江南東西路・荆湖南北路に主として栽培され、淮南西路では作られず、淮南東路ではその南部に僅に栽種されたことに爲るのである。宋の眞宗が占城稻の栽培を命じたのは、江南・淮南・兩浙の三路——後の區劃で云へば江南東西、淮南東西及び兩浙の五路であつたが、江南東西及び兩浙では其後清代まで引續いて栽培され、淮南では風土に適しなかつた爲めか、西路では全く廢れ、東路の一部に僅に栽種されて近代に及んだものと受取られる。荆湖南北路は眞宗が占城稻の栽培を命じたかつて處であるが、其の後江西方面から之を傳へて栽培し、輓近に至つたものと察せられる。

福建及び兩廣でも占城稻の栽培されたことが、清代の地志類に見え、催耕課稻篇にも見えて居る。淳

熙三山志^{卷四}物産、稻の部には

今州倚郭三縣兩熟。早種。曰獻臺。曰金州。曰林。晚種曰占成。曰白香。曰白芒。通謂之稻。至外縣名色尤多。按閩清圖經。早稻之種有六。曰早占城。烏羊。云云。晚稻之種有十。曰晚占城。白菱。云云。

と云ひ、倚郭で栽培せられる晚稻に占成(城字の訛)といふ品種の存したること、外縣では早稻晚稻とも占城といふ種類の有つたことを載せ、尙ほ、

占城。相傳。其種自占城來。大中祥符五年。淮浙微旱。遣使福建。取種三萬斛。分給令種蒔之。云云。

と云つて居る。福建の占城稻は宋の眞宗の命に依つて栽種されたものかどうか疑はしい。福建は占城との交通が比較的頻繁であつたやうであるから、これより先、既に占城稻が輸入され試作されて居たかも知れない。眞宗は福建に於ける試作の成功を聽いて、大中祥符五年の工作に及んだものかも知れず、さればこそ、其の種子を江淮兩浙三路に分給したゞいで、福建には給與しなかつたものかとも思はれる。いづれにしても、福建に於ける占城稻の栽培が北宋の早期から行はれて居たことは疑を納れない。兩廣地方に於いても眞宗の工作を俟たず、早くから占城稻が栽種されて居たこと、想像せられるが、明瞭に

跡づけることはむづかしい。福建兩廣とも其後引續いて占城稻が栽種されたことは、その地志に依つて知られる。

支那の早稻は占城稻に始まるのではない。催耕課稻篇に侍經の魯頌閼宮に種稈の語があつて、毛傳に先種曰種、後種曰穉と云ひ、廣韻に前者を早種禾と云ひ、後者を晚禾と云つたのを引いて早稻晚稻と解したのは、果して妥當であるかどうか猶ほ疑問であるが、齊民要術三卷水稻の條に、

三月種者爲上時。四月上旬爲中時。中旬爲下時。

とあるに依れば、當時早晩稻の種別の存したことを認めなければならぬ。宋代に於いても、占城稻の外、多くの早稻が存したので、其の名が南宋の地志などに見えて居る。しかし江南東西路の如きは早稻としては専ら占城稻を種えたこと、既に述べた如くであり、他にもこれを盛に栽種した處があつたこと、察せられる。清代に於いても早稻の種類は數十種に及んだのであるが、其中最も廣く且つ盛に作られたのは、占城種に屬するものゝやうであつて、これは地志類に依り、又此の方面の權威者といふべき林則徐の催耕課稻篇の序に、

占城之稻。自宋時流布中國。至今兩粵荆湘江右浙東。皆藝之。所穫與晚稻等。歲得兩熟。云云。
とあるに依つて窺ひ知られる。占城稻は何故にさう盛に作られたか。それは早に耐えることを首として幾つかの善き性質を持ち、早稻の中最も優秀な品種であつたからであらう。

占城稻は、初には、會要其他に見える如く、高仰の田を選んで種ゑられた。これは亢旱に際して先づ災害を訴へる高仰の田に早に強き占城稻を種ゑてそれを免れしめんと圖つた爲めであること、改めていふまでもない。然るにその後必しも高地に限らず、廣く栽培されるやうに爲つたやうである。前に述べた如く、李綱は江南西路では、稻田の七割に占米を種ゑたと云ひ、陸象山は江南東西とも八九割占米を種ゑたと云つたが、いづれにしても此の場合占米は地の高低を問はず廣く栽種されて居たと見て妨げあるまい。さうして其の田地に於いて占米のみが栽種される場合も勿論あつた。否なさやうな場合が多かつたやうで、前に掲げた李綱の申省乞施行糴納晚米狀、並に陸九淵の與章德茂書に依れば、江東西に於いては、或る地面では専ら占米を作り、或る地面では専ら晚稻を作つたことが知られるのである。然るに吳泳の鶴林集^{卷三}九¹⁹隆興勸農文には、

吳中其壤沃。其田腴。稻一歲再熟。蠶一年八育。云云。

とあつて、吳中即ち今の蘇州に於いて稻の一歲に再熟したことを述べて居る。一歲に再熟したとは同じ田土に早稻と晚稻とが併せて栽種され收穫されたこと、見なければならぬ。范成大の吳郡志には早稻に關する記事は無いが、明の王鏊の重修姑蘇志^{卷四}一¹⁹土産、稻の部には、

六十日稻 四月種。六月熟。米小色白。遲至八十日熟。又名早紅蓮。又名救工饑。

百日赤 四月種。六月熟。芒赤。米小而白。

と云ひ、占城稻に屬する品種が掲げられて居る。六十日稻・百日赤の名は、既に述べた如く、淳熙玉峯志にも載せられ、南宋の時、崑山で栽培されたことが明瞭であるから、蘇州に於いても栽種されつゝあつたと見て恐らく妨げあるまい。さうして占城稻と晚稻とが併せ作られて、こゝに二毛作が成立し、一歳再熟といふ状態を呈し來つたのであるべく、さうして他にもかゝる場合が往々にして存したであらう。元の劉銳の秧老歌⁽²⁰⁾には、

三月四月江南村。村村插秧無朝暮。

とあつて、元代、江南に早稻の栽培が廣く行はれたことを示して居るが、この早稻の中には占城稻が少からず有つたことであらう。さうして恐らく晚稻も併せて作られ、二毛作が宋代に比して一層發達したのであらう。明の宋應星の天工開物には下に引くが如く、「南方平原田。多一歳兩栽兩穫。」とあり、方以智の通雅^{卷四}には、

自江淮以南。田多三收。

とある。多くは三收といふのは誇大を免れないやうであるが、江淮以南、特に江南に於ける二毛作は明に至つて益發達したことであらう。江南催耕課稻篇に收められた江南勸種再熟稻篇には、

今天下之種兩熟稻者。湖南・湖北・安徽・江西・廣東・廣西・福建等省皆然。

と云ひ、道光の頃は右七省に於いて稻が兩熟したことを述べ、而して同書の林則徐の序には、前に一た

び引用したやうに「占城之稻。自宋時流布中國。至今兩粵荆湘江右浙東皆藝之。所穫與晚稻等。歲得兩熟。云云。」と云つて、いはゆる兩熟は占城稻と晚稻とを併せ種ゑる結果であつたことを明言して居る。早稻は占城稻輸入以前から支那に存在したのであるが、しかし早稻の栽培が盛に爲つたのは占城稻が廣く南方各地に分布した爲めであつて、稻の二毛作三毛作が盛に爲つたのも、占城稻栽培發達の結果であつたとして妨げないやうである。さうして占城稻が長江沿岸以南に廣く栽種されたのは實に宋の眞宗の時に始まるのである。眞宗大中祥符五年の詔は支那の農業農政史上重大な意義を持つものと謂はねばなるまい。

終に稻の二毛作の方法を述べて置かう。宋應星の天工開物^{卷上}稻の條に、

南方平原田。多一歲兩栽兩穫。其再成秧。俗名晚糯。非粳類也。六月刈初禾。耕治老膏田。插再生秧。云云。

とあつて、南方平原の田に於いては、六月早稻を刈り、その田を治めて晚稻の秧を挿むことを述べて居る。又やはり明人の著であるところの農田餘話^{卷上}には、

閩廣之地。稻收再熟。人以爲穫而栽種。非也。予嘗識永嘉一儒者池冲彬。任黃州黃陂縣主簿。詢之。言其鄉以清明前下種。芒種蒔苗。一壟之間。稀行密蒔。先種其早者。旬日後復蒔晚苗于行間。俟立秋成熟。刈去早禾。乃鋤理培壅其晚者。盛茂秀實。然後收其再熟也。

とあつて、永嘉⁽²¹⁾地方では、早稻を種ゑる時その行間を廣くし置き、稍後れてその間に晚稻を種ゑ、早稻

を刈り取つて後、晚稻を培壅して盛茂秀實せしめることを述べて居る。これが稻の二毛作に於ける二つの方法であつて、江南催耕課稻篇にもこれを列擧し、前者を「即今廣西廣東種法也」とし、後者を「即今福建種法也」として居る。占城稻も右のやうな方法に依つて多毛作組織の一部とせられつゝ、中南支に擴がつていつたこと、察せられる。

註

1 宋が路制を布いたのは太宗の時で、江南は初め東西の二路に分かたれ、ついで併せて一路とせられた。眞宗の大中祥符年間に正に一路であつた。しかして同帝の天禧二年、復た分かつて二路とせられた。淮南も、太宗の時、初め東西二路、後に一路、眞宗の時にも一路、神宗熙寧五年に至つて復た二路に分かたれた。兩浙は初め一路であつたが、熙寧中、東西二路に分かたれ、數年にして舊に復し、しかして南渡後又二路に分たれた（元豐九域志・輿地紀勝・宋史地理志等に據る）。されば江南・淮南・兩浙は大中祥符五年には三路であつたけれども、其の後五路若しくは六路と爲つたのである。

2 占城稻に關する宋史食貨志以下の記述を摘出すれば次の如くである。食貨志に曰く「大中祥符四年。詔曰火田之禁。著在禮經。云云。帝以江淮兩浙稍旱。即水田不登。遣使就福建。取占城稻三萬斛。分給三路爲種。擇民田高仰者蒔之。蓋早稻也。內出種法。命轉運使。揭榜示民。後又種於玉宸殿。帝與近臣同觀畢刈。又遣內侍。持於朝堂。示百官。稻比中國者。穗長而無芒。粒差小。不擇地而生。」續資治通鑑長篇卷七七、大中祥符五年五月戊の條に曰く「上以江淮兩浙路稍旱。即水田不登。乃遣使。就福建。取占城稻三萬斛。分給。令擇民田之高仰者蒔之。蓋早稻也。仍出種法。付轉運使。揭榜輸民。其後又取種於玉宸殿。上與近臣同觀。作歌畢和。又遣內侍。持稻示百官於都堂。」尙ほ釋文瑩の山湘山野錄卷下、羅願の新安志卷二及び爾雅翼卷一、梁克家の淳熙三山志卷四一等にも見え、その記述に多少の異同がある。

3 本文に引いたやうに會要・長編等には早稻とあるが、宋史（殿本）食貨志農田、占城稻の條には「蓋早稻也」とあつて、早稻支那に於ける占城稻栽培の發達に就いて（加藤）

に作つてゐる。占城稻は早稻に屬するものではあるが、此の條の文章を熟讀すれば、早稻とあつて然るべきやうである。占城稻が早稻であるといふ説明は誤つて居ること、本文に述べた如くであるが、食貨志の文としては早稻とあるのが正しからう。會要・長編・食貨志・新安志等には、占城稻の早に耐えることを述べただけであるが、爾雅翼には水旱に耐えるとして居る。明の黃省曾の理生玉鏡の占城稻に關する記述は最も詳密であるが、これにも水旱に耐ゆとある。顧ふに、長江地方の雨期は一月と六七月であるが、秋から冬にかけて霖雨が起り、晚稻の收穫を空しからしめることが屢ある。然るに占城稻を種多れば、取入れが早い爲め、かやうな患は無い。占城稻は必しも水災に耐えるのではあるまいが、其の害を免れ得るところから、斯く云つたものかと思はれる。但しこれは占城稻だけでなく、早稻一般について云はるべきことである。

5 理生玉鏡には「色白」といふと同時に、占城稻の一種として百日赤といふものを擧げて居る。赤はその粒の色の赤いことを示すに相違ない。蓋占城稻は一般には色が白いけれども、比較的晩熟のものは幾分赤みを帯びたのであらう。

6 三山は福州の別名。福州は今の福建省閩侯縣に治した。

7 宋史卷三五九、李綱傳下に據る。

8 洪州は今の江西省南昌縣に治した。

9 象山文集卷三六、年譜に據る。

10 荆門軍は今の湖北省荆門縣に治した。

11 四明は明州の別名。明州は今の浙江省鄞縣(舊寧波府治)に治した。

12 新安は徽州の郡名。徽州は今の安徽省歙縣に治した。

13 赤城は台州の別名。台州は今の浙江省臨海縣に治した。

14 玉峰は崑山縣の別名で、今の江蘇省同縣。

15 敵水は敵浦鎮を指す。今の浙江省海鹽縣東南十八里。

16 琴川は常熟縣の別名。常熟は今の江蘇省同縣。

17 江蘇省の長江以南の地では、道光の頃には早稻の栽培を廢して、稻としては晚稻のみを作つて居たので、巡撫林則徐・署理按察使李彥章等は、早稻栽培を復活せしめんと努力した。李彥章は是れより先、廣西在官の際から早稻の研究を積んで居たので、此の時其の蘊蓄を傾け、早稻の歴史並に栽培法を述べて一書とし、林則徐がこれに序した。これが江南催耕課稻篇で、卷を分たずして三冊とし、序は道光十四年の日附と爲つて居る。李彥章も林則徐も當時早稻研究の權威といふべき人であつたやうである。

18 江蘇南部の地志は、清朝中期のそれはいふまでもなく、それ以後のものでも、物産の一つとして占城稻の諸品種を擧げて居る。しかし江蘇南部、特に江蘇の長江以南の地では、道光以前かなり久し頃から早稻の栽培が廢れ、麥と晚稻との二毛作となつて居つたことが、江南催耕課稻篇に見え、林則徐の序にはこれを説明して「詰其故則宿麥在地。不可以播穀也。蓋吳俗以麥予佃農。而稻歸于業田之家。故佃農樂種麥。不樂早稻。而種藝之法。亦以失傳。」と云つて居る。されば宋の兩浙路の北部に當る地方では、道光以前の或る時期から早稻の廢れて居たことを認めなければならぬ。其の廢替の時期等は他日詳に考へたいと思ふ。

19 吳泳は寧宗理宗時代の人。嘉定の進士で、官は權刑部尙書に至つた。

20 秧老歌は江南催耕課稻篇に引くところに據る。

21 永嘉は温州の郡名で、今の浙江省永嘉縣。